

まじろ文芸講座の受講生

【所】川内まじろ文学館 企画展示室
\*変更になる場合があります。
【受講料】無料(ただし、各講座教材の印刷代として1人50円が必用)

Table with 7 columns: No., 講座名, 講師名, 講座内容, 開講日, 時間, 対象, 定員. Contains 4 lecture entries.

\*開講日は変更になる場合があります。 \*各定員になり次第、締切

土地について、区画の変更(道路、公園などの公共施設の新設など)、形の変更(50cm以上の切土、盛土の造成行為)、質の変更(農地、山林などの宅地以外の土地を宅地へ変更)のいずれかに該当する場合、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可が必要になります。

就学援助制度 認定申請受付開始



就学援助制度とは、生活保護世帯に準ずる世帯で、経済的理由などにより就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品費・学校給食費などの援助をするものです。

鯉のぼりフェスティバル 出演者

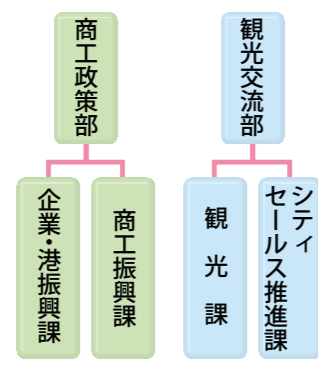


【所】川内川右岸太平洋橋下河川敷(大小路町)
【内容】踊り、歌、太鼓、合唱マジック、漫才など
【定員】先着15団体
【申込締切】3月31日(水)まで
【申込方法】電話、ファクス
【申込・問合せ】鯉のぼりフェスティバル実行委員会 貴島

平成22年4月から 市の組織・機構が変わります



九州新幹線の全線開業を活かしたシテイセールスと観光振興を総合的に推進するため「観光交流部」を新設し、同部内に「シテイセールス推進課」を設置します。



【所】東郷支所別館
【問合せ】本庁行政改革推進課(内線4131)

何でも相談室



1人で悩んでいませんか? 日ごろ不安に思っていること、ちょっとした心配事など、話すだけでも気分が楽になるかも...
【時間】毎週土曜日13時~16時
【所】まちあいサロン(国道3号沿い・川内山形屋向かい)
【相談員】市権擁護委員、消費生活相談員など
【相談内容】相続・教育・家族・婚姻・多重債務など
\*電話相談も受け付けています。
【相談専用電話】0996(27)6758
【問合せ】本庁コミュニケーション課 男女共同参画G(内線4613)

その他

土地の造成などを お考えの方へ
主として、建築物の建築の用に供する目的で行う造成工事などは、都市計画区域内において、3000㎡以上、都市計画区域外において、1万㎡以上の

交通災害共済に 加入しましょう

わずかな掛け金で万が一の交通事故に備えるこの制度は、加入している方々の掛け金などで運営されている相互扶助の制度です。

【加入方法】本年2月に各戸に送付した加入申込書により、市指定金融機関または本庁2階公民取扱所で掛け金を納入してください。
【共済期間】4月1日~平成23年3月31日
【加入方法】本年2月に各戸に送付した加入申込書により、市指定金融機関または本庁2階公民取扱所で掛け金を納入してください。

【問合せ】本庁市民課総合相談G(内線2562)および各支所市民生活課

悪質商法を防ぐための 法律が強化されました

訪問販売や通信販売などで、事業者の悪質な勧誘を防止し、消費者の利益を守るための法律があります。年々巧妙化する悪質商法に対処すべく、新たに「特定商取引法」、「割賦販売法」が改正され、事業者の規制がより強化されました。
【改正のポイント(抜粋)】
▼原則すべての商品・役務がクーリング・オフ可能な規制対象となりました。
▼消費者が「契約しない旨の意思表示」をした場合、同じ商品の勧誘の継続や再度の来訪による勧誘が禁止されました。
▼過量販売や虚偽説明による個別クレジット契約は、解約と既払金返還が可能になりました。
▼通信販売で返品特約の表示がない場合、商品到着後8日間は送料買主負担で返品可能になりました。

【相談・問合せ】本庁市民課総合相談G(内線2571)